

平成27年労第145号

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在する会社B(以下「会社」という。)に雇用され、自動車整備士として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社施設内において、同僚から見積書のチェックを受けていたところ、当該同僚が投げ付けたバインダーが請求人の左手に当たり負傷した(以下「本件災害」という。)という。

請求人は、同日、C病院に受診し「左側手部挫傷、左側手関節部挫傷」(以下「本件負傷」という。)と診断された。

請求人は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件負傷は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件負傷が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社施設内において、車両の12か月点検の見積書のチェックを同僚であるDから受けていたところ、Dは一方的に激昂して請求人にバインダーを投げ付け、これが請求人の左手に当たり負傷させられたものであり、業務と関連して発生した事態であり、業務起因性が認められる旨主張する。

(2) そこで検討すると、本件の資料から、次の事実が認められる。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、会社内のDの席まで行き、立った状態で椅子に座ったDから車両の12か月点検の見積書のチェックを受けた。最初に数か所のミス指摘され、修正の上で再度チェックを求めると再びミスがあったので、修正の上で午後〇時頃に至り3度目のチェックを求めたが、更にミスが発覚した。Dは、「何でこんなにミスが多いんだ。時間が掛かり過ぎる。時間の無駄だ。」と請求人を叱りつけた。請求人は、立ったまま、「はい、はい、すみません。申し訳ございませんでした。」と答えたところ、Dは突然立ち上がり、「てめえ資格を持っているからって、いい気になるんじゃない。」などと叫びながら、見積書を挟んでいたバインダーを床に投げ付けた。Dが投げたバインダーは、床に落ちる途中で請求人の左手に接触し、請求人は本件負傷に至ったものである。

(3) ところで、他人の暴行による負傷の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」

(平成21年7月23日基発0723第12号。以下「通達」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以

下、通達に基づき検討する。

- (4) 通達によれば、「業務に従事している場合又は通勤途上である場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定することとする。」とされており、本件についても、この判断基準に沿って、請求人の本件負傷に業務起因性があるか否かを検討する必要がある。

本件災害は、会社内において、就業時間中の見積書作成作業中に発生しており、業務遂行性が認められることは明らかである。

- (5) 次に、本件災害に係るDの行為が私的怨恨に基づくものであるか否かについて検討する。

Dと請求人との関係について、会社のE工場長は、平成〇年〇月〇日付け審理調書において、余り仲は良くなかったと述べ、両名の性格等について、Dは、少し怒りっぽく見えるが長年の経験を有する同僚として当然と思える程度であり、請求人は、怒ったり激情するようなタイプではないが、自分勝手である旨述べている。

本件災害に至る経緯について、Dは、平成〇年〇月〇日付け「〇月〇日の出来事」と題する書面において、請求人は虚偽の申立てを行っているとし、自分(D)を不利な立場に置こうとしていると述べるにとどまり、双方に具体的な争い事があった等の申述を行ってはいない。

この点、Dは、請求人の入社以来の仕事ぶりや本件災害後の請求人の言動に対して不満や怒りを持っていたとは推認されるも、請求人に対して私的怨恨を持っていたとまではいえず、さらに一件記録を精査するも、両者の間に私的怨恨があったとの事実を認める証拠はない。

したがって、当審査会としては、本件災害に係るDの行為は、私的怨恨に基づくものではないと判断する。

- (6) さらに、請求人に自招行為があったか否かについて検討する。

Dは、平成〇年〇月〇日付け第三者行為災害報告書及び添付資料において、請求人から馬鹿にした返事をされたため、我慢できずにバインダーを床に投げ付けた旨を述べている。しかしながら、Dのいう「馬鹿にした返事」というのは、上記(2)の「はい、はい、すみません。申し訳ございませんでした。」

という請求人の返事であり、これをもって請求人に挑発行為があったと認定するには無理がある。

その他本件の一件記録を精査しても、請求人は一貫して自招行為を否定しており、請求人に挑発行為があったとする資料は見当たらず、当審査会としては、本件災害時、請求人にEの行為を誘発する言動はなかったものと判断する。

(7) 上記(5)及び(6)を併せ鑑みると、Dと請求人との間に私的怨恨関係はなく、かつ、請求人にDの行為を誘発する自招行為など、明らかに業務に関連しない言動も認められない。また、本件事件の経緯を精査すると、Dはバインダーを請求人に向けて投げ付けたわけではなく、怒りの余り床に投げたというものであり、請求人に当たったことは事故であったと考えることも可能である。したがって、当審査会としては、本件負傷と業務との因果関係は否定されず、請求人の本件負傷は業務に起因するものと判断する。

(8) なお、請求人の本件負傷に関して、会社は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の治療費について既に負担し、請求人もこのことを認めているところである。

請求人は、今般の再審査請求において、平成〇年〇月〇日以降も治療が必要であった旨主張するが、①本件災害発生当日には大きな腫れもなかったこと、②本件負傷後、最初に受診したD病院においては投薬治療のみに終わっていること、③Gクリニックにおいても、同年〇月〇日に外固定を外し、以後はリハビリ加療をしているにすぎないこと、④請求人自身、同年〇月〇日付け第三者による暴行傷害事故報告書において、自ら「平成〇年〇月〇日現在、治ゆ」と記載していること等に照らせば、同年〇月〇日以降も治療の必要があったとする点については疑問の余地が残るところである。

そこで、監督署長としては、適正給付の観点から、本件負傷についての療養が必要であった期間についても調査を尽くし、請求人からの本件療養補償給付の請求に係る処分を行うべきであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。